新たな支援金　支給決定!!（上限８万円）

（**令和４年１月３１日締切り）**

【対象経費】 **令和３年１０月１日～令和３年１２月３１日**までの新型コロナウイルス感染拡大防止対策に要した経費

**賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、**

**光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、**

**保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費**

（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く）

【申請期限】 令和４年１月３１日

【申請方法】**インターネットを利用した電子申請**により申請を行います。

　　　　　　電子申請方法は１１月１日（予定）に以下の厚生労働省ホームページに掲載予定

厚生労働省ホームページ（現時点での事業詳細も確認できます）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html>

（利用上の留意事項）

* パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請可能です。

インターネットを利用した電子申請が困難な場合は以下の問合せ先まで連絡してください。

（問合せ先）

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話：０１２０－３３６－９３３（平日９：３０～１８：００）

* 今回の支援補助金だけに限らず従前の補助金に対する質問もこちらが窓口と

なります。

【申請内容】 電子申請により、基本情報（施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、

振込先等）及び感染拡大防止対策に要した費用（品目、数量、金額等）

を入力していただきます。

なお、申請は必ず事業に要する**費用が確定（物品であれば納品が完了し、費用**

**が確定）してから**申請してください。費用が確定しない段階における概算での

申請はありませんのでご注意ください。

※ **領収書等の証拠書類の提出は省略**しますので、交付決定から５年間は保管

しておいてください。